

□不利益処分の処分基準

| | |
|------------------|--|
| 部 課 室 等 名 | 健康福祉部 高齢介護課 認定・保険料係 |
| 不利益処分名 | 刑事施設等に拘禁された者に対する保険給付の制限 |
| 根 拠 法 令 | 介護保険法 |
| 根 拠 条 項 | 第63条 |
| 連 絡 先 | (電話 621-5582) |
| 処 分 基 準 | 基 準 第63条 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等は、行わない。 |
| | 参 考 事 項 介護保険制度の解説（発行所：㈱社会保険研究所） |
| | 設定等年月日 平成26年 8月 1日設定（平成30年 4月 1日最終変更） |